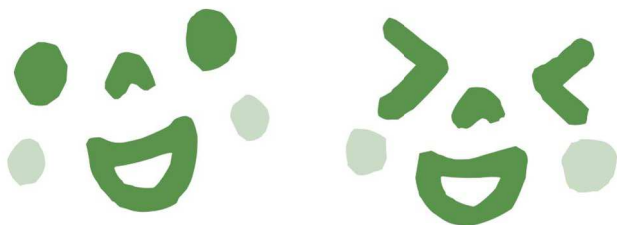


特集

平成27年4月
スタート!!!



子ども・子育て支援新制度

新制度に向けた須崎市の取り組み

子ども・子育て 支援事業計画策定

須崎市における保育等の需要の見込みや提供体制等を盛り込んだ計画の策定を進めています。

子ども・子育て 会議の開催

子ども・子育て支援についての取組みなどを話し合う外部有識者による会議を開催しています。

各種基準の策定

新制度における保育の必要性の認定基準や、施設・事業の運営基準などの各種基準について、国の基準を踏まえながら、須崎市が条例を策定しています。

新制度での施設利用の変更点

保育所

新たに「認定」を受けることが必要になります。例えば「両親が就労している場合」など、須崎市が保育を必要と判断した場合に、子どもの年齢に応じて2号または3号認定を受けることができます。

2・3号認定では、保育が必要な時間により次の区分に分けられます。

- 保育標準時間：フルタイム就労を想定
1日最大11時間利用可能
- 保育短時間：パートタイム就労を想定
1日最大8時間利用可能

利用料はこれまでと同様に、保護者の所得に応じた金額になります。

※すでに施設を利用している人は、これまで同様に施設を利用できます。ただし、認定申請等が必要になりますので、施設を通じて12月以降にご案内します。

子育て支援センター

これまでと変更点はありません。「はっぴいぽけっと」「サンサンひろば」の活動予定を須崎市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

幼稚園

保護者は、入園の内定後に幼稚園を通じて「1号認定」の申請をし、市町村から認定証の交付を受けるようになります。

また、保護者の所得に応じて利用者負担額が決定するようになります。加えて、各園で実費負担や上乗せ利用料が発生する場合があります。

※すでに施設を利用している人は、これまで同様に施設を利用できます。ただし、認定申請等が必要になりますので、施設を通じて12月以降にご案内します。

放課後児童クラブ

全学年の小学生が対象になり、仕事などで昼間家庭にいない保護者が申し込みをできます。

須崎市内の保育所の新年度入所受付は、12月19日(金)までです。詳細は、広報11月号をご覧ください。児童福祉係にお問い合わせください。